

## 栗山町出前型政策・施策説明会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、栗山町自治基本条例（平成25年条例第20号）第16条第1項の規定に基づき、情報の提供を積極的に進め、町民との協働のまちづくりを推進するため、団体が主催する集会に町職員を派遣する栗山町出前型政策・施策説明会（以下「出前説明会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 出前説明会の対象となるのは、町内に在住又は勤務する者5人以上で構成する団体（以下「対象団体」という。）が主催する集会とする。

### (内容)

第3条 出前説明会の内容は、栗山町総合計画における政策・施策・事業により、対象団体の要望等を考慮し、別に定める。

### (開催日時及び場所等)

第4条 出前説明会の開催日時は、栗山町の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除き、午前9時から午後9時までのうち90分以内とする。ただし、派遣する町職員等の所属課所（以下「担当課」という。）との事前協議により必要と認めるときは、この限りでない。

2 出前説明会の開催場所は、町内とする。

3 出前説明会に係る施設の使用及び運営については、出前説明会を主催する対象団体の代表者（以下「申込者」という。）の責任においてこれを行うものとする。

### (申込み)

第5条 出前説明会の申込者は、原則として説明会開催日の30日前までに栗山町出前型政策・施策説明会申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (実施の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、担当課と調整した上で、速やかに実施の可否を決定し、栗山町出前型政策・施策説明会決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、出前説明会の実施を決定する場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

(実施の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前説明会を実施しないものとし、既に前条第1項の規定により実施決定を申込者に通知していた場合は、これを取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等を行うおそれがあるとき。
- (3) 出前説明会の開催を希望する日時に、派遣する町職員等を確保できないとき。
- (4) 専ら行政に対する苦情、陳情又は批判が行われるおそれがあるとき。
- (5) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (6) その他出前説明会の目的に反し、実施が適当でないと認められるとき。

(変更等の報告)

第8条 第6条の規定により出前説明会の実施決定を受けた申込者は、当該出前説明会の開催日時及び場所等に変更があったとき、又は当該出前説明会を取り消そうとするときは、速やかに栗山町出前型政策・施策説明会(変更・取消)届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。ただし、参加人数の変更など軽微なものについては、この限りでない。

(変更等の決定)

第9条 町長は、前条の規定による届出書の提出があったときは、担当課と調整した上で、速やかに実施の変更又は取消しを決定し、栗山町出前型政策・施策説明会申込(変更・取消)決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(費用の負担)

第10条 出前説明会の町職員等の派遣に要する費用及び説明資料の作成に要する費用は、町の負担とする。

2 次の各号に掲げる出前説明会の実施に要する費用は、申込者の負担とする。

- (1) 会場使用料(備品等の使用料を含む。)
- (2) 原材料等を使用する場合の当該原材料等の購入費
- (3) 使用する資料が有償書籍等の場合の当該資料代

(結果の報告)

第11条 出前説明会に派遣された町職員等は、出前説明会終了後速やかに栗山町出前型政策・施策説明会報告書(様式第5号)により、担当課及び経営企画課を經由して

町長に結果を報告しなければならない。

2 町長は、出前説明会の実施に係る情報及び前項に規定する報告内容を、町広報又は町ホームページ等により公表することができる。

(庶務)

第12条 出前説明会の庶務は、経営企画課において処理する。ただし、第6条の規定による出前説明会の実施決定通知後における庶務（申込者との調整を含む。）は、担当課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月15日から施行する。

## 栗山町出前型政策・施策説明会申込書

年 月 日

栗山町長 様

申込者 団 体 名：  
代 表 者 名：  
住 所：  
電 話 番 号：  
ファクシミリ：  
電 子 メール：



栗山町出前型政策・施策説明会を開催したいので、栗山町出前型政策・施策説明会実施要綱第5条の規定により次のとおり申し込みます。

1 希望テーマ	※特に説明して欲しい内容等
2 希望日時	第1希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 第2希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
3 開催場所	会場名： 住 所： 電話番号： 催事名称：
4 参加予定人数	一 般： 人 中 高 生： 人 合 計： 人 小 学 生： 人
5 そ の 他	※説明会への要望等がありましたらご記入ください。

## 栗山町出前型政策・施策説明会決定通知書

年 月 日

様

栗山町長



年 月 日付で申し込みがありました栗山町出前型政策・施策説明会の開催について、下記のとおり決定したので、栗山町出前型政策・施策説明会実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

### 記

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 下記のとおり実施する <input type="checkbox"/> 実施しない 実施しない理由：
2 テーマ・内容	
3 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
4 開催場所	
5 担当課等	担当課名： 派遣者： 連絡先： ※実施に係る調整等、上記派遣者よりご連絡いたします。
6 備考	

## 栗山町出前型政策・施策説明会（変更・取消）届出書

年 月 日

栗山町長 様

申込者 団 体 名：

代 表 者 名：



年 月 日付で決定のあった栗山町出前型政策・施策説明会を、下記のとおり（変更・取り消し）したいので、栗山町出前型政策・施策説明会実施要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

### 記

1 (変更・取消)の理由	※変更の場合は下記2～5について変更項目のみ記載すること
2 希望テーマ	※特に説明して欲しい内容等
3 希望日時	第1希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 第2希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
4 開催場所	会場名： 住所： 電話番号： 催事名称：
5 参加予定人数	一 般： 人 中 高 生： 人 合 計： 人 小 学 生： 人

## 栗山町出前型政策・施策説明会申込（変更・取消）決定通知書

年 月 日

様

栗山町長



年 月 日付で（変更・取消し）届出のありました栗山町出前型政策・施策説明会について、下記のとおり決定したので、栗山町出前型政策・施策説明会実施要綱第9条の規定により通知します。

### 記

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 取 消 取り消しの理由：
2 テーマ・内容	
3 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
4 開催場所	
5 担当課等	担当課名： 派遣者： 連絡先： ※実施に係る調整等、上記派遣者よりご連絡いたします。
6 備考	

## 栗山町出前型政策・施策説明会報告書

年 月 日

栗山町長 様

報告者（派遣者） 所 属：

職氏名：



下記のとおり栗山町出前型政策・施策説明会を終了したので、栗山町出前型政策・施策説明会実施要綱第11条第1項の規定により報告します。

### 記

1 開催テーマ	
2 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
3 開催場所	
4 参加人数	一 般： 人 中 高 生： 人 合 計： 人 小 学 生： 人
5 補助者等	※派遣者以外の町職員等がいた場合は所属及び職氏名を記載。
6 実施内容等	※説明内容、質疑応答・意見交換の内容、課題や改善方法等を簡潔に記載。

※説明会における配布資料等を本書に添付すること。